感染症の予防及びまん延の防止のための指針

黒馬訪問看護ステーション(株式会社クロウマエール)
〒181-0001 東京都三鷹市井の頭1-24-19 B1　TEL 0422-26-9751

1. 基本的な考え方

訪問看護は、ご利用者さまのご自宅を訪問するため、職員が感染を持ち込まないこと、持ち出さないことが大切です。当事業所は、ご利用者さまと職員の安全を守るため、感染症の予防とまん延の防止に取り組みます。

2. 感染対策委員会

管理者を責任者とする感染対策委員会を設置し、おおむね6か月に1回以上開催します。感染症が流行している時期などは、必要に応じて随時開催します。検討の結果は職員に周知します。

3. 担当者

感染対策に関する措置を適切に実施するため、管理者を担当者とします。

4. 平常時の対策

(1)訪問の前後に手洗いや手指消毒を行い、標準予防策を徹底します。
(2)手袋、マスク、エプロンなどの防護具を、ケアの内容に応じて適切に使用します。
(3)使用した物品や廃棄物は、決められた方法で処理します。
(4)職員は日々の健康状態を確認し、発熱などの症状がある場合は管理者に報告します。
(5)感染症の流行状況を把握し、職員に情報を共有します。

5. 研修と訓練

全職員を対象に、感染対策の研修を年1回以上実施します。新たに採用した職員にも研修を行います。あわせて、感染症が発生した場合を想定した訓練を年1回以上実施します。

6. 感染症が発生した場合の対応

ご利用者さまや職員に感染症またはその疑いがある場合は、速やかに管理者へ報告します。主治医の指示を確認し、必要な防護策をとったうえで訪問を続けます。必要に応じて、ケアマネジャー、保健所、市区町村などの関係機関と連携し、法令に基づく報告を行います。

7. 業務継続

感染症が拡大した場合でも必要な訪問看護を続けられるよう、業務継続計画を定めています。

8. 指針の閲覧

本指針は、ホームページに掲載し、ご利用者さまやご家族がいつでも閲覧できるようにします。

2026年11月8日 制定